

令和6年第3回竜王町議会定例会（第1号）

令和6年8月30日

午後1時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（第1日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第41号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第42号 竜王町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第43号 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第44号 令和6年度竜王町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議第45号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第 8 議第46号 令和6年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議第47号 令和6年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第48号 令和6年度竜王町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第49号 令和5年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第50号 令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第51号 令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第52号 令和5年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議第53号 令和5年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議第54号 令和5年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議第55号 令和5年度竜王町水道事業会計決算認定について
- 日程第18 議第56号 令和5年度竜王町下水道事業会計決算認定について
- 日程第19 報第 4号 令和5年度竜王町健全化判断比率について

日程第 20 報第 5 号 令和 5 年度竜王町資金不足比率について

日程第 21 議員派遣について

2 会議に出席した議員（１２名）

1 番	中 村 匡 希	2 番	三 宅 政 仁
3 番	若 井 政 彦	4 番	大 橋 裕 子
5 番	鎌 田 勝 治	6 番	橋 せつ子
7 番	澤 田 満 夫	8 番	磯 部 俊 男
9 番	内 山 英 作	10 番	森 島 芳 男
11 番	山 田 義 明	12 番	小 西 久 次

3 会議に欠席した議員（なし）

4 会議録署名議員

6 番	橋 せつ子	9 番	内 山 英 作
-----	-------	-----	---------

5 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	西田 秀治	教育委員会教育長	甲津 和寿
代表 監 査 委 員	松浦 博	監 査 委 員	内山 英作
副 町 長	杼木 栄司	総 務 主 監	図司 明德
住 民 福 祉 主 監	川嶋 正明	産 業 建 設 主 監	井口 清幸
会 計 管 理 者	寺本 育美	総 務 課 長	町田 啓司
未 来 創 造 課 長	岩田 宏之	中 心 核 整 備 課 長	森 徳男
税 務 課 長	奥 敏和	生 活 安 全 課 長	富田 尚弘
住 民 課 長	臼井由美子	福 祉 課 長	中原 江理
健 康 推 進 課 長	野村 博嗣	自 立 支 援 課 長	小森久美子
農 業 振 興 課 長	中島 孝之	商 工 観 光 課 長	西村 忠晃
建 設 計 画 課 長	中西 政也	上 下 水 道 課 長	越智 裕彰
教 育 次 長 兼	森岡 道友	学 校 教 育 課 長	安食 敬
教 育 総 務 課 長			
生 涯 学 習 課 長	山中 知樹		

6 職務のため議場に出席した者

議 会 事 務 局 長	寺嶋 要	書 記	井村奈緒美
-------------	------	-----	-------

開会 午後１時００分

○議長（小西久次） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は１２人であります。よって、定足数に達していますので、これより令和６年第３回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入る前に、町長より発言の申出がございますので、これを認めることにいたします。

西田町長。

○町長（西田秀治） 皆さん、こんにちは。令和６年竜王町議会第３回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

まだまだ暑さは収まりを見せませんが、秋の到来が待ち遠しい季節となりました。８月後半、町内では早生米の刈取りが始まりましたが、台風シーズンが到来し、猛烈な勢力まで発達した台風１０号が滋賀県を含む本州の広範囲に接近するものと懸念されています。本町としましては、町民の安全を第一に考え、早期の備えや連絡体制等を確認し、災害への対応に万全を期するよう努めてまいります。

また、県内の新型コロナウイルス感染状況について、７月中旬から増加傾向にございまして、少しずつ緩和されているものの、お盆期間中に人の往来が活発となりましたので、今後も町民の皆様には感染症対策の継続をお願いするとともに、町といたしましても正確な情報提供や注意喚起に努めてまいります。

次に、本定例会では、条例の一部改正をはじめ、各会計の決算認定、また、補正予算といたしまして、未来につなぐふるさと交竜寄附金の増額を見込むとともに、これに要する経費の増額、また、物価高騰対策として、町内保育施設に対する保育所等食料品価格高騰対策補助金の増額等につきまして案件を提案申し上げるところでございます。

最後に、提案申し上げます案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切な御結論をいただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西久次） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書、並びに竜王町議会会議規則第１２６条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。

なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

○議長（小西久次） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

竜王町議会会議規則第125条の規定により、6番 橘せつ子議員、9番 内山英作議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（小西久次） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月30日までの32日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月30日までの32日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 3 議第41号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例**

**日程第 4 議第42号 竜王町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例**

**日程第 5 議第43号 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例**

**日程第 6 議第44号 令和6年度竜王町一般会計補正予算（第4号）**

**日程第 7 議第45号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）**

**日程第 8 議第46号 令和6年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）**

**日程第 9 議第47号 令和6年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）**

**日程第10 議第48号 令和6年度竜王町下水道事業会計補正予算（第1号）**

○議長（小西久次） 日程第3 議第41号、竜王町手数料徴収条例の一部を改正

する条例から日程第 10 議第 48 号、令和 6 年度竜王町下水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 8 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま一括上程いただきました、議第 41 号から議第 48 号までの各議案について提案理由を申し上げます。

議第 41 号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、特定家庭用機器再商品化法施行令が改正され、同令第 1 条に規定する特定家庭用機器に新たな品目が追加されたことに伴う所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第 42 号、竜王町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、福祉医療費受給券交付申請の手続等において、これまで被保険者証の記載内容により確認していた医療保険者の情報を、番号制度における中間サーバーに格納された医療保険給付関係情報により確認できるようにするため、また、竜王町福祉医療費助成条例において、「重度心身障害者（児）」を「重度障害者（児）」に、「心身障害者（児）」を「障害者（児）」に改めたことを受けて、本条例においても字句を改めることから、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第 43 号、竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険条例における被保険者証の返還に関する規定を削除するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第 44 号、令和 6 年度竜王町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第 3 号）までの歳入歳出予算額が 94 億 6,275 万 3,000 円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,858 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 96 億 5,133 万 8,000 円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容としまして、ふるさと納税において寄附の増加を見込んで

いることから、歳入予算としまして、未来につなぐふるさと交竜寄附金を増額しております。併せまして、歳出予算としまして、寄附金の増額分について、未来につなぐふるさと交竜基金への積立金を増額するとともに、返礼品等に要する経費を増額するものでございます。

債務負担行為補正につきましては、今年度中に次年度以降の事業実施の手続を進められるよう、追加するものでございます。

次に、議第45号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が12億6,478万9,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,498万7,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出予算におきまして、国保情報データベースの改修経費に係る国保連合会負担金を増額するとともに、歳入予算におきまして、当該改修経費に係る県支出金として、特別調整交付金を増額するものでございます。

債務負担行為補正につきましては、今年度中に次年度以降の事業実施の手続を進められるよう、追加するものでございます。

次に、議第46号、令和6年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が9億7,400万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ1,619万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,019万3,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出予算におきまして、令和5年度における介護給付費負担金及び地域支援事業負担金の実績が確定し、国等に対し返還が必要となったことから償還金を増額するとともに、歳入予算におきましては、前年度繰越金を増額するもの等でございます。

次に、議第47号、令和6年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、令和6年度竜王町水道事業会計の第4条で定めました資本的支出の既決予定額3億6,526万1,000円に、今回100万円を増額し、3億6,626万1,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、国道8号拡幅事業に伴う水道管撤去工事及

び山之上地先配水管布設替工事に係る舗装本復旧工事に伴うものでございます。

次に、議第４８号、令和６年度竜王町下水道事業会計補正予算（第１号）につきましては、令和６年度竜王町下水道事業会計予算の第４条で定めました資本的支出の既決予定額４億７，７７６万１，０００円に、今回５０万円を増額し、４億７，８２６万１，０００円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、山之上地先管渠布設替工事に係る舗装本復旧工事に伴うものでございます。

以上、議第４１号から議第４８号までの各議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第４４号の詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 町田総務課長。

**○総務課長（町田啓司）** ただいま、町長から議第４４号、令和６年度竜王町一般会計補正予算（第４号）について提案理由の説明があったところでございますが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料７ページの令和６年度９月補正予算概要により説明させていただきます。

まず、歳出から説明いたします。

ふるさと納税推進費といたしまして、通信運搬費３０万円、手数料１，０００万円及びふるさと納税業務委託料５，０００万円の増額につきましては、現予算から１億２，０００万円の寄附の増加を見込んでいることから、返礼品等に要する経費を増額するものでございます。

次に、中心核整備推進業務委託料７１万５，０００円の増額につきましては、新設道路となる町道綾戸橋本西線と町道東西線との交差点に、右折レーンを整備するための道路変更設計業務に係る費用でございます。

次に、特別旅費５万９，０００円の増額につきましては、本年１０月に福島県郡山市で開催されます、令和６年度栄養関係功労者厚生労働大臣表彰式の随行に係る費用でございます。

なお、当該費用については、学童保育所建設工事設計業務委託の執行見込額の残による予算の組替えを行うこととするため、同委託料の一部を減額しております。

次に、保育所等食料品価格高騰対策補助金２９５万８，０００円の増額につきましては、食料品価格高騰の影響を受けている町内の保育施設に対し、滋賀県保育所等食料品価格高騰対策事業費補助金を活用して支援するための費用でござい

ます。

次に、日野川用水施設管理協議会負担金１５６万６，０００円の増額につきましては、昨年度からの電気代増嵩分を、農業水利施設の省エネ化及びコスト削減に取り組む市町に対し、国が県を通じて支援する事業を活用して、同施設を管理する日野川用水施設管理協議会に対して、町から負担金により交付するための費用でございます。

次に、地区計画等策定業務委託料２０万４，０００円の増額につきましては、民間主導による鏡地区の地区計画の策定を今年度予定していることから、策定に伴う都市計画図の更新を行うための費用でございます。

次に、学校教育振興補助金５０万円の増額につきましては、竜王中学校における部活動大会におけるバス借上料の一部について、町が補助するための費用でございます。

次に、竜王小学校建築設計業務委託料１６２万８，０００円の増額につきましては、竜王小学校の建築に当たって、自然エネルギーの積極的な活用や、効率性の高い設備システムの導入することによる省エネ化の計算業務を委託するための費用でございます。

なお、省エネ化の具体的な数値を把握し、国に申請することにより、建築費に対する国庫補助の増額を見込んでおります。

次に、竜王西小学校修繕費９４万４，０００円の増額及び廃棄物処理業務委託料１６万１，０００円の増額につきましては、校舎のキュービクル内の変圧器に低濃度ＰＣＢが含まれているため、変圧器の交換を行い、廃棄処分をするための費用でございます。

なお、当該費用については、竜王西小学校の特殊建築物定期報告修繕工事設計業務委託の執行残による予算の組替えを行うこととするため、同委託料の一部を減額しております。

次に、竜王中学校修繕費２６万８，０００円の増額につきましては、プールに給水するバルブについて、経年劣化により水漏れが発生していることから、修繕に要する費用でございます。

なお、当該費用については、竜王中学校の特殊建築物定期報告修繕工事設計業務委託の執行残による予算の組替えを行うこととするため、同委託料の一部を減額しております。

次に、竜王町公民館修繕費７１万４，０００円の増額につきましては、ホール

ステージ幕の修繕や玄関自動ドアの修繕等に要する費用でございます。

次に、未来につなぐふるさと交竜基金積立金１億２，０００万円の増額につきましては、未来につなぐふるさと交竜寄附金の増加を見込むことから、積立金を増額するものでございます。

続いて、歳入補正予算でございますが、同じ７ページの上のほう、歳入のところから御説明いたします。

国庫支出金について、児童手当制度改正実施円滑化事業費補助金６９６万９，０００円の増額につきましては、令和６年度の児童手当制度改正に伴う、給与システムの改修及び児童手当システムの改修業務委託料等の費用に対する国の補助分を増額するものでございます。

次に、県支出金について、滋賀県保育所等食料品価格高騰対策事業費補助金１４７万８，０００円の増額につきましては、食料品価格高騰の影響を受けている町内の保育施設に対する補助に係る県の補助分を増額するものでございます。

次に、基幹水利施設管理事業補助金１５６万６，０００円の増額につきましては、昨年度から電気代増嵩分を、農業水利施設の省エネ化及びコスト削減に取り組む市町に対し、国が県を通じて支援する費用について増額するものでございます。

次に、未来につなぐふるさと交竜寄附金１億２，０００万円の増額につきましては、寄附の増加を見込むため増額するものでございます。

次に、財政調整基金繰入金５，８５７万２，０００円の増額につきましては、今回の補正予算に伴う一般財源所要額に係る繰入れ分でございます。

続いて８ページで、債務負担行為補正でございますが、来年度における業務の実施に向けて円滑な事業の実施を図るため、今年度中に契約等に係る事務処理を行う必要があることから、追加するものでございます。

以上、令和６年度竜王町一般会計補正予算（第４号）の説明といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第１１ 議第４９号 令和５年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について

**日程第１２ 議第５０号 令和５年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
歳入歳出決算認定について**

**日程第１３ 議第５１号 令和５年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
歳入歳出決算認定について**

日程第１４ 議第５２号 令和５年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定

について

日程第 1 5 議第 5 3 号 令和 5 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 6 議第 5 4 号 令和 5 年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（小西久次） 日程第 1 1 議第 4 9 号、令和 5 年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 1 6 議第 5 4 号、令和 5 年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 6 議案を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま一括上程いただきました議第 4 9 号から議第 5 4 号までの各議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第 4 9 号、令和 5 年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、議第 5 0 号、令和 5 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、議第 5 1 号、令和 5 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について、議第 5 2 号、令和 5 年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第 5 3 号、令和 5 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び議第 5 4 号、令和 5 年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、につきましては、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、町監査委員による審査を終えていただきましたので、同条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

以上、議第 4 9 号から議第 5 4 号までの各議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小西久次） 寺本会計管理者。

○会計管理者（寺本育美） ただいま町長から提案理由の説明がありました、議第 4 9 号から議第 5 4 号までの各議案につきましては、令和 5 年度の一般会計及び各特別会計のそれぞれの決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 6 6 条並びに同法施行規則第 1 6 条及び第 1 6 条の 2 の規定により調製をいたしましたもので、その決算概要につきまして御説明申し上げます。

お手元に決算報告書をお届けいたしておりますので、これを中心に御説明申し上げます。

まず初めに、議第４９号、令和５年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書の１ページを御覧いただきたいと思います。

一般会計の決算額は、歳入総額が８４億２，４２３万２，１６１円、歳出総額が８１億３９８万７０５円となり、歳入歳出差引額は３億２，０２５万１，４５６円となりました。このうち、令和６年度に繰り越した事業に要する財源１億７，９５５万５，０００円を差し引きますと、実質収支額は１億４，０６９万６，４５６円の黒字となります。ここから、令和４年度の実質収支額２億７６１万４，８９６円を差し引きますと、単年度収支額は６，６９１万８，４４０円の赤字となります。さらに、単年度収支額に財政調整基金への積立金３７万９，６３６円を加え、財政調整基金取崩額２億４，３０３万６，０００円を減じた実質単年度収支額は、３億９５７万４，８０４円の赤字となりました。

前年度である令和４年度の実質単年度収支は、１億５，５７２万４，７７３円の赤字でありましたが、令和５年度の決算では、未来につなぐふるさと交竜寄附金の増加なども見られた一方で、中心核整備に係る造成、道路工事の開始及び用地取得、総合庁舎別館改修工事などの支出により、財政調整基金も取り崩す中で赤字が増幅する結果となりました。

次に、決算報告書の１５８ページからを御覧いただきたいと思います。

令和５年度の歳入の財源構成状況、歳出の目的別並びに性質別決算状況等について、１６３ページまでにわたり記載しています。金額については千円単位でございます。

まず、１５８ページの歳入の財源構成状況でございますが、自主財源が６３．６％、依存財源が３６．４％となっており、自主財源の割合は依存財源を大きく上回っていますが、前年度と比較しますと１ポイントの減となっています。歳入総額では、前年度に比べて１１億１，０２３万９，０００円の増となり、率にして１５．２％の増となりました。

前年度と比較して大きく変動のあった科目や特色あるものについて、その要因等を見てみますと、まず、自主財源でございますが、町税につきましては、３５億１，８０７万７，０００円となり、前年度と比較して１億３，０４２万８，０００円、率にして３．６％の減となりました。これは、前年度と比較して、個人の町民税において土地や株式などの譲渡に係る分離課税分が約４，０００万円減収したこと、町内立地企業の業績により法人の町民税が約５，００

0万円減収したことに加え、固定資産税が償却資産分の減収により約4,000万円減収となったことなどによるものです。

次に、寄附金につきましては、5億4,935万3,000円となり、前年度と比較して3億3,610万1,000円、率にして157.6%の大幅な増となりました。

寄附金の内訳としましては、未来につなぐふるさと交遊寄附金が前年度と比較して倍以上となり約4億8,000万円、また、町内の方から頂いた一般寄附金が約6,900万円、令和5年度から新たに取り組みました企業版ふるさと納税寄附金が10万円でございます。

次に、繰入金につきましては、4億9,445万7,000円となり、前年度と比較して2億8,582万3,000円、率にして137.0%の大幅な増となりました。

主なものとしましては、財政調整基金から約2億4,000万円、未来につなぐふるさと交遊基金から約2億1,000万円、竜王町立竜王小学校改築基金から3,500万円の繰入れでございます。

次に、依存財源でございますが、法人事業税交付金が7,377万円で、前年度と比較して6,224万3,000円、率にして45.8%の減、自動車取得税交付金については、過年度分の取得税が納付されたことにより、72万7,000円が交付されたものでございます。

地方交付税につきましては、2億3,515万5,000円となり、前年度と比較して1億9,942万8,000円、率にして558.2%と大幅な増となりました。このうち、普通交付税は1億2,790万3,000円ですが、普通交付税は令和3年度に4年ぶりの交付となった後、令和4年度は不交付に転じ、令和5年度は再び交付に転じたものです。

特別交付税につきましては、1億725万2,000円であり、前年度と比較して7,152万5,000円の大幅な増となっています。

次に、国庫支出金につきましては、8億2,125万9,000円となり、前年度と比較して1億269万3,000円、率にして11.1%の減となりました。これは、前年度において、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業補助金約3,000万円、西小学校区の学童保育所の整備に係る子ども子育て支援整備交付金約5,000万円の交付があったこと、また、新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金等約4,000万円の減少などによる

ものです。

次に、県支出金につきましては５億６，８０２万９，０００円となり、前年度と比較して１億２，９１０万２，０００円、率にして１８．５％の減となりました。これは、前年度において、畜産競争力強化対策整備事業費補助金約２億１，０００万円の交付があったこと等によるものです。

次に、町債につきましては９億４４１万３，０００円となり、前年度と比較して５億７，１０１万３，０００円、率にして１７１．３％と大幅な増となりました。主なものといたしましては、中心核整備事業に係る土地取得及び道路工事並びに総合庁舎別館改修工事に係る借入れでございます。

次に、歳出につきまして、１６０ページから説明をさせていただきます。

歳出総額は、前年度と比較して１３億９，５２９万６，０００円の増となり、率にして２０．８％の増となりました。

歳出の構成比を目的別に見てみますと、主なものでは、構成比の大きい順に、総務費が２７．３％、民生費が２２．６％、教育費が１０．９％、土木費が８．３％、農林水産業費が６．５％、衛生費が６．３％となっております。

この中で、対前年度比較で増減額の大きいものについて説明を申し上げます。

まず、総務費につきましては、２２億１，４０３万８，０００円となり、前年度と比較して１０億１，３１２万５，０００円、率にして８４．４％の大幅な増となっておりますが、これは、中心核整備事業に係る土地取得費約５億３，０００万円、交流・文教ゾーン道路工事約１億７，０００万円の増加等によるものです。

次に、土木費につきましては、６億６，９７３万５，０００円となり、前年度と比較して１億３７９万６，０００円、率にして１３．４％の減となりました。これは、総合運動公園施設整備（改修）工事約７，０００万円の減少等によるものです。

次に、教育費につきましては、８億８，４５４万９，０００円となり、前年度と比較して１億６，３５１万４，０００円、率にして２２．７％の増となりました。これは、前年度からの繰越しにより実施しました、竜王小学校建築設計業務委託料約１億４，０００万円の増加等によるものです。

次に、諸支出金につきましては、５億６，３４９万９，０００円となり、前年度と比較して２億６，５７４万２，０００円、率にして８９．２％の大幅な増となりました。これは、未来につなぐふるさと交龍基金積立金約２億７，０

００万円の増加等によるものです。

次に、１６２ページの性質別の構成比で見えますと、義務的経費では、人件費が１８．５％、扶助費が１２．５％、公債費が４．５％、投資的経費では、普通建設事業費が１８．６％となり、その他の経費については、構成比の大きいものでは、物件費が１７．４％、補助費等が１６．１％、積立金が７％となっております。

この中で、対前年度比較で増減額の大きいものについて、説明を申し上げます。

義務的経費のうち扶助費につきましては、１０億１，４００万円となり、前年度と比較して８，０８３万円、率にして８．７％の増となりました。これは、保育所運営費約４，０００万円、自立支援給付費約３，０００万円の増加等によるものです。

次に、投資的経費のうち、普通建設事業費につきましては１５億８４７万７，０００円、前年度と比較して６億８６４万円、率にして６７．６％の大幅な増となりました。

令和５年度の普通建設事業については、決算報告書の３ページのとおりですが、主なものとして、中心核整備事業に係る土地取得費約５億３，０００万円、交流・文教ゾーン道路工事約１億７，０００万円、総合庁舎別館改修工事約１億９，０００万円、竜王小学校建築設計業務委託料（実施設計分）約１億円等でございます。

次に、その他の経費のうち、物件費につきましては１４億７６６万１，０００円、前年度と比較して２億６，０４４万円、率にして２２．７％の増となりました。これは、前年度において、旧医科診療所解体等工事約３，０００万円があったものの、ふるさと納税業務委託料約１億２，０００万円、南部地区防災センター解体撤去工事約５，０００万円、竜王小学校建築設計業務委託料（基本設計分）約４，０００万円の増加等によるものです。

次に、補助費等につきましては、１３億６７０万３，０００円、前年度と比較して９，３５５万１，０００円、率にして７．７％の増となりました。これは、交流・文教ゾーン整備補償費約２，０００万円、担い手確保・経営強化支援事業補助金約２，０００万円の増加等によるものです。

最後に、積立金につきましては、５億６，３４７万５，０００円、前年度と比較して２億６，５７３万２，０００円、率にして８９．２％の大幅な増とな

りました。これは、減債基金に約1,400万円、教育厚生施設等整備基金に約6,800万円、未来につなぐふるさと交電基金に約4億8,000万円を積み立てたこと等によるものです。

なお、決算の具体的内容につきましては、歳入は、決算報告書の3ページから9ページまでに、款別に順を追って記載しておりますので、説明を省略させていただきます。歳出につきましては、決算報告書の10ページから157ページまでにわたり、各所管別、予算科目順に事務事業の内容と事業の成果表を併せて列記しておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

説明は省略させていただきます。

また、決算書の154ページから157ページまでには、公有財産の土地及び建物の令和5年度中の増減並びに年度末現在高を、158ページには山林、物権、出資による権利の状況を、さらに、159ページ及び160ページには50万円以上の重要物品を、161ページから162ページまでには基金の年度末現在高をそれぞれ記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

なお、土地開発基金及び用品等調達基金のそれぞれの運用状況につきましては、別冊の調書をお届けいたしておりますので、併せて御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、令和5年度一般会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第50号、令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書の164ページを御覧いただきたいと思います。

令和5年度における竜王町国民健康保険の被保険者数については、平均2,109人で、前年度と比較して119人、率にして5.3%の減少となりました。被保険者数は年々減少傾向にあります。令和5年度については、「団塊の世代」が令和4年から順次75歳を迎え、後期高齢者医療制度へ移行したことが主な要因です。

竜王町の居住者全体から見た竜王町国民健康保険への加入割合では、世帯数は28.8%、被保険者数は18.4%となっています。

国保の加入世帯数及び被保険者数等の詳細につきましては、決算報告書の164ページに記載のとおりでございます。

決算収支の状況は、歳入総額が11億3,933万8,808円、歳出総額

が１１億３，２７９万４，０５９円で、歳入歳出差引額は６５４万４，７４９円となりまして、実質収支額も同額となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものといたしましては、決算書１６８ページ、款５の国民健康保険税が１億９，４７５万２８３円、１６９ページ、款２５の県支出金が８億２，５１９万１，０６６円、１７０ページ、款４０の繰入金が９，８７２万６，２２６円でございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、１７５ページ、款１０の保険給付費が８億５４８万４，３６２円、１７７ページ、款１７の国民健康保険事業費納付金が２億９，２６３万６３６円、国保の財政運営主体である県への納付金です。

次に１７８ページ、款２５の保健事業費が１，２３３万９，４０４円で、特定健康診査の実施に伴う経費や人間ドック検診の補助金などがございます。

さらに、１７９ページ、款４０の諸支出金が１，２４７万１，５３５円で、令和４年度滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金の返還金などがございます。

決算書１８３ページには、財産に関する調書を添付いたしておりますので、併せて御参照いただきたいと思います。

以上、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第５１号、令和５年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は１７２ページからでございます。

まず、医科における決算収支でございますが、歳入総額が３７０万９，４３６円、歳出総額も同額の３７０万９，４３６円で、歳入歳出差引額は０円となりました。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものといたしましては、決算書１８９ページ、款２５の繰入金３０４万９，４３０円は、一般会計からの繰入れでございます。

歳出の主なものといたしましては、１９０ページの款５総務費が１３１万５，８３６円で、施設改修に伴う工事費等でございます。

また、款２０公債費が２３９万３，６００円で、令和２年度と令和３年度に発行しました診療所整備に係る町債の償還元金及び償還利子です。

以上が医科の内容でございます。

次に、決算報告書１７３ページ、歯科における決算収支につきまして御説明申し上げます。

歳入総額が５，５９１万６，５１５円、歳出総額が５，１９４万７，００５円で、歳入歳出差引額は３９６万９，５１０円となりまして、実質収支額も同額となっております。

受診状況は、決算報告書１７５ページでございますが、年間受診件数は４，１３５件、年間外来者数は６，１０３人で、いずれも前年度に比べて僅かな減となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものは、決算書１９２ページ、款５の診療収入が４，５１４万９，３１５円、１９３ページ、款３０の繰越金が６９２万９，３２５円、１９４ページ、款３５諸収入が３０１万９，０６１円でございます。

歳出は、決算書１９５ページ、款５の総務費が３，９５０万４，６８３円で、人件費及び施設の維持管理費等でございます。

また、１９７ページ、款１０の医業費は８４４万１，４４７円で、診療に必要な資材費等でございます。

さらに、１９８ページ、款１５基金積立金は４００万８７５円で、国民健康保険事業（歯科）財政調整基金への積立金でございます。

決算書の２００ページから２０２ページには、財産に関する調書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、国民健康保険事業特別会計（施設勘定）の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第５２号、令和５年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は１７８ページからでございます。

令和５年度の学校給食については、日々約１，２００食を調理提供する中で、成長期における園児・児童・生徒の健康増進を図るため、栄養バランスの取れた食事を提供し、併せて、望ましい食習慣の形成を図る重要な「食育」の実践の場と位置づけ、教育の一環として取り組んでまいりました。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が６，１２２万８，９３１円、歳出総額が６，１１７万８，５４３円で、歳入歳出差引額は５万３８８円となりまし

て、実質収支額も同額となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入でございますが、決算書は２０６ページでございます。

歳入の主なものといたしましては、款５の給食費負担金が５，３９６万９，８６５円でございます。

また、２０７ページ、款４０繰入金は３７６万５，７００円で、このうち３２２万円は、給食資材の価格高騰等の状況を受けて、一般会計から繰入れを行ったものです。

歳出につきましては、２０８ページ、款５の給食事業費が６，１１７万８，５４３円で、その大部分が給食資材費でございます。

以上、学校給食事業特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第５３号、令和５年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は１８１ページからでございます。

介護保険の第１号被保険者数は年々増加しており、令和５年度賦課時点では３，４３２人で、前年度と比較して３９人の増加となり、うち後期高齢者数は１，７０２人であります。また、要介護・要支援認定者数は５６５人であります。

決算収支の状況は、１８２ページでございますが、歳入総額が１０億１，４１４万５６９円、歳出総額が９億８，７４０万５，６８４円で、歳入歳出差引額は２，６７３万４，８８５円となりまして、実質収支額も同額となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものといたしましては、決算書２１４ページ、款５の保険料が２億６，８８２万７，０８０円、款１５の国庫支出金が１億７，８６８万６，８９９円、２１５ページ、款２０の支払基金交付金が２億４，０３３万９，７６４円、２１６ページ、款２５の県支出金が１億３，２３９万８，６５２円、２１７ページ、款３５の繰入金１億２，９４４万６，４４５円でございます。

歳出の主なものといたしましては、決算書２２１ページ、款１０の保険給付費が８億６，５５７万８，８４２円でございます。また、２２５ページ、款１１の地域支援事業費は、２，５９２万３，６７８円でございます。これは、地域包括支援センターの業務による介護予防事業に要した費用でございます。

続いて、２２８ページ、款２０基金積立金は４，５８７万３，１６６円で、保

険給付の財源を調整するため、介護給付費準備基金に積立てを行ったものです。さらに、２２９ページ、款３０諸支出金は４，１５４万９，６５１円で、その大部分については、前年度に交付があった国、県及び社会保険診療報酬支払基金交付金等の精算返還金です。

詳細につきましては、決算報告書の１８１ページから一般状況を、また、１８２ページ以降に経理状況を、それぞれ記載させていただいております。また、決算書の２３２ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、介護保険特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第５４号、令和５年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は１９８ページからでございます。

後期高齢者医療制度における令和５年度末時点での被保険者数は１，７４２人で、前年度に比べ９１人、率にして５．５％の増となりました。

保険料の賦課決定については、滋賀県後期高齢者医療広域連合が担い、町においては保険料徴収を行っておりますが、現年度分の収納率は９９．９３％でありました。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が１億４，５６１万４，３７６円、歳出総額が１億４，５０１万５，３８１円で、歳入歳出差引額は５９万８，９９５円となりまして、実質収支額も同額となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものは、決算書２３６ページ、款５の後期高齢者保険料が１億１，６９４万７，３２９円、款２０の繰入金は２，８０６万９，０９２円で、そのうち２，６６８万７，３７１円は、保険基盤安定に係る一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、決算書は２３８ページでございます。

款５の総務費が１４０万１，９２１円で、被保険者証の交付及び保険料徴収の事務費でございます。

また、款１０の後期高齢者医療広域連合納付金が１億４，３４５万２，０００円で、被保険者から納付された保険料等を滋賀県後期高齢者医療広域連合に納付しているものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

これをもちまして、議第49号から議第54号までの各議案につきましての提案説明を終わらせていただきます。

○議長（小西久次） それでは、ここで、決算審査報告をお願いいたします。

松浦代表監査委員。

○代表監査委員（松浦 博） 令和5年度竜王町歳入歳出決算並びに竜王町土地開発基金等の運用状況の審査結果について御報告申し上げます。

第1、審査の概要及び第2、審査の結果については、お手元の意見書のとおりでございますので、第3、審査の意見を述べさせていただき、報告とさせていただきます。

第3、審査の意見。

令和5年度の竜王町歳入歳出決算並びに竜王町土地開発基金等の運用状況について、審査を実施いたしました。

審査に当たり、諸帳簿の照合、計数の確認並びに各会計の予算執行状況について慎重に審査を行いました。その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。決算内容については、大きな不用額のある項目も見られましたが、ほぼ適正に運営されているものと見受けました。今後も、各部署における経費節減に向けた努力について、さらに分析を行い、具体的な成果につながることを期待します。

一般会計は、歳入総額84億2,423万2,000円（前年度比11億1,023万9,000円／15.2%増）、歳出総額81億398万1,000円（前年度比13億9,529万5,000円／20.8%増）でした。歳入歳出差引額は3億2,025万1,000円、単年度収支額はマイナス6,691万8,000円の赤字決算となりました。

特別会計は、5会計合計で、歳入総額は24億1,994万9,000円（前年度比37万2,000円／0.02%減）、歳出総額は23億8,575万9,000円（前年度比5,594万3,000円／2.4%増）でした。歳入歳出差引額の合計額は3,419万円となり、前年度比5,631万5,000円の減少となりました。

財務状況は、一般会計の財政力指数が0.959となり、令和5年度は再び普通交付税の交付団体となりました。

経常収支比率は前年度より4.5ポイント上がり88.0%となり、財政の硬直化が進みました。この主な要因は、給与引上げによる人件費の増加に加え、法人町民税及び固定資産税の減少が大きく影響しています。本町においては、経常一般財源における町税の年度間の変動額が大きいことから、町税収入の動向によっては指標が大きく悪化することもあります。

一方、経常経費のうちの義務的経費は増加に転じ、将来的な趨勢には増加傾向にあると言えます。また、実質公債費比率は4.5%と0.8ポイント低くなったものの、一般会計、直診会計、水道事業会計、下水道事業会計の町債残高の総合計は98億8,913万9,000円と依然として多額な状況であります。ついで、次年度以降からの町債残高に留意しつつ、経常経費の抑制と町税をはじめとする、経常一般財源の安定化・拡充化の下での戦略的な財政運営が期待されます。

収入未済状況を見ますと、町税において今年度は若干の増加が見られ、改めて初動対応や面談記録管理の徹底に努め、再度収納率の向上を図られるよう期待します。

効率経営の原点とも言える職場の整理整頓については、改善が各課で履行されていると認められます。庁舎改修に伴い職場環境の向上を図り、町民サービスや事務処理の効率化に努めるとともに、働きやすい明るい職場への改善に期待します。

また、庁内全体的に共通する課題として、事業量に対して職務遂行力（人員・業務習熟度・専門知識・資格等）が不足しているように感じます。会計年度任用職員などにより補完的な対応をしているようですが、次年度以降の大事業を遂行する上で、改めて各課の業務を厳しく精査し、行財政改革並びに業務の効率化を図りたい。このことは、健全経営と住民サービスの充実には矛盾する課題ですが、強い意志を持ち、全役職員が一丸となって、これからのまちづくりに励まれることに期待します。

以上、住民福祉の向上に努められることを期待して、審査の意見とします。

○議長（小西久次） この際、申し上げます。ここで午後2時25分まで暫時休憩といたします。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時25分

○議長（小西久次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 17 議第 55 号 令和 5 年度竜王町水道事業会計決算認定について**

**日程第 18 議第 56 号 令和 5 年度竜王町下水道事業会計決算認定について**

**○議長（小西久次）** 次に、日程第 17 議第 55 号、令和 5 年度竜王町水道事業会計決算認定について及び日程第 18 議第 56 号、令和 5 年度竜王町下水道事業会計決算認定についての 2 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま上程いただきました議第 55 号及び議第 56 号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第 55 号、令和 5 年度竜王町水道事業会計決算認定について及び議第 56 号、令和 5 年度竜王町下水道事業会計決算認定についてにつきましては、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、町監査委員による審査を終えていただきましたので、同条第 4 項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

以上、議第 55 号及び議第 56 号について提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 越智上下水道課長。

**○上下水道課長（越智裕彰）** ただいま、町長から提案理由を申し上げました議第 55 号、令和 5 年度竜王町水道事業会計決算認定について、決算書に基づき御説明を申し上げます。

まず、1 ページの令和 5 年度竜王町水道事業決算報告書を御覧ください。

第 3 条予算の収益的収支の収入でございますが、水道事業収益といたしましては営業収益、営業外収益及び特別利益を合わせまして、決算額が 3 億 6, 651 万 9, 743 円で、このうち仮受消費税は 2, 664 万 5, 632 円でございます。

支出でございますが、水道事業費用といたしましては、営業費用、営業外費用を合わせまして、決算額が 3 億 105 万 8, 323 円で、このうち仮払消費税は 1, 769 万 722 円でございます。

次に、第 4 条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては、企業債、補助金及び他会計負担金を合わせまして、決算額が 2 億 4, 161 万 3, 100 円でございます。

支出でございますが、資本的支出といたしましては、建設改良費及び企業債償還金を合わせまして、決算額が３億７，６８６万４，４７３円で、このうち仮払消費税は３，０６５万４，７００円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億３，５２５万１，３７３円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度分損益勘定留保資金並びに当年度利益剰余金で補填いたしました。

次に、３ページの損益計算書を御覧ください。

営業収支は、４１５万９６２円の損失となりましたが、営業外収支が４，３３２万２，５５８円の利益となりましたので、経常利益として３，９１７万１，５９６円でございます。さらに、特別利益が４０万４，３０８円、当年度純利益は３，９５７万５，９０４円、これに前年度繰越利益剰余金４，８１１万６，５２８円、未処分利益剰余金変動額６，５１６万８，７１５円を加え、当年度未処分利益剰余金は１億５，２８６万１，１４７円となるものでございます。

次に、７ページの剰余金処分計算書（案）を御覧ください。

これは、竜王町水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき、利益の処分を行うものでございます。

当年度未処分利益剰余金１億５，２８６万１，１４７円を資本金へ６，５１６万８，７１５円組入れするとともに、減債積立金に２，０００万円、建設改良積立金へ４，３００万円を積み立てさせていただくものでございます。積み立ていたしますと、翌年度繰越利益剰余金は２，４６９万２，４３２円となります。

次に、貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございます。

固定資産と流動資産を合わせまして、資産合計は３１億５，１１２万９，１４５円となるものでございます。

次に、９ページに移りまして、負債の部でございます。

固定負債、流動負債及び繰延収益を合わせまして、負債合計は２２億２，５２５万８，３７１円となるものでございます。

次に、１０ページに移りまして、資本の部でございます。

資本金と剰余金を合わせまして、資本合計は９億２，５８７万７７４円、したがって、負債資本合計は３１億５，１１２万９，１４５円となるものでございます。

なお、１１ページ以降につきましては、これらの資料として、注記表及び附属

書類を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、令和５年度竜王町水道事業会計決算認定につきましての内容説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議第５６号、令和５年度竜王町下水道事業会計決算認定について、決算書に基づき御説明を申し上げます。

まず、１ページの令和５年度竜王町下水道事業決算報告書を御覧ください。

第３条予算の収益的収支の収入でございますが、下水道事業収益といたしましては、営業収益及び営業外収益を合わせまして、決算額が５億４８万３，５１０円で、このうち仮受消費税は１，６６４万９，００２円でございます。

支出でございますが、下水道事業費用といたしましては、営業費用及び営業外費用を合わせまして、決算額が４億７，５４６万２，５５４円で、このうち仮払消費税は９７３万７，４７４円でございます。

次に、第４条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては、他会計出資金から分担金までを合わせまして、決算額が２億３，３３６万５００円でございます。

支出でございますが、資本的支出といたしましては、建設改良費及び企業債償還金を合わせまして、決算額が４億８８４万９，０８８円で、このうち仮払消費税は１，２０２万２，２２０円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億７，５４８万８，５８８円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金で補填いたしました。

次に、３ページの損益計算書を御覧ください。

営業収支は、２億５，８０４万６，１０７円の損失となりましたが、営業外収支が２億７，２５５万４，５６１円の利益となりましたので、経常利益は１，４５０万８，４５４円でございます。

当年度純利益１，４５０万８，４５４円、これに前年度繰越利益剰余金３，１９３万９，３６０円を加え、当年度未処分利益剰余金は４，６４４万７，８１４円となるものでございます。

次に、７ページの剰余金処分計算書（案）を御覧ください。

これは、竜王町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき、利益の処分を行うものでございます。

当年度未処分利益剰余金４，６４４万７，８１４円のうち、減債積立金に１，

０００万円、建設改良積立金に１，０００万円を積立てさせていただくものでございます。積み立ていたしますと、翌年度繰越利益剰余金は２，６４４万７，８１４円となります。

次に、貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございます。

固定資産と流動資産を合わせまして、資産合計は８３億２，４７５万１，００８円となるものでございます。

次に、負債の部でございます。

９ページに移りまして、固定負債、流動負債及び繰延収益を合わせまして、負債合計は、７６億５，７２７万５９１円となるものでございます。

次に、資本の部でございます。資本金と剰余金を合わせまして、資本合計は６億６，７４８万４１７円、したがって、負債資本合計は８３億２，４７５万１，００８円となるものでございます。

なお、１１ページ以降につきましては、これらの資料として注記表及び附属書類を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、令和５年度竜王町下水道事業会計決算認定につきましての内容説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（小西久次）** それでは、ここで決算審査報告をお願いします。

松浦代表監査委員。

**○代表監査委員（松浦 博）** 令和５年度竜王町水道事業会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

第１、審査の概要及び第２、審査の結果については、お手元の意見書のとおりでございますので、第３、審査の意見を述べさせていただき、報告とさせていただきます。

第３、審査の意見。

令和５年度竜王町水道事業会計決算の審査を実施しました。

審査に当たり、関係諸帳簿との照合及び計数の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費の節減をはじめ、公営企業として、効率性や健全な事業経営に努力しているものと見受けました。

令和５年度営業収益は２億６，６９１万２，６２０円、営業費用は２億７，１０６万３，５８２円となり、４１５万９６２円の営業損失となりました。また、営業外収益は５，５８５万７，４８６円、営業外費用は１，２５３万４，９２８

円、経常利益は3,917万1,596円となり、特別利益を加えた当年度純利益は3,957万5,904円となり、前年度比638万7,056円の増となりました。

この主な要因について、令和5年度は収益及び費用がともに減少していることが分かるが、中でも費用の資産減耗費と減価償却費が大きく減少しており、当年度純利益が大きくなったものだと思います。

また、職員1人当たりの有収水量、営業収益並びに有収率の状況等から見て、効率性は比較的高いと言えます。引き続き未収金の減少をはじめ、現状の継続を大いに期待します。

今年度の主な工事は、山中配水池防水工事5,517万6,000円、綾戸地先基幹管路布設替工事1億4,747万3,700円、橋本地先基幹管路布設替工事8,492万2,200円等でありました。

昭和57年7月から開始された全町給水の水道事業は、今後においても安心・安全かつ安定的に上水道を供給することが求められています。水道料金はその回収率が101.05%と、いたって事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況を示しています。

一方、当該工事等には多額の費用を要するわけですが、企業債残高は12億774万8,394円（令和5年度末時点）であり、増加傾向にあります。ついては、この企業債残高にも十分留意しながら実施されることを期待します。

また、安全・安定的な水道水の供給は、直接町民の命に関わるインフラであり、町民に現況等を分かりやすく周知の上、事業推進されるよう期待します。

最後に、水道事業の健全経営に努められることと、広域連携の推進に向けた研究を進められていることにも期待し、審査の意見といたします。

以上です。

では、引き続きまして、令和5年度竜王町下水道事業会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

第1、審査の概要及び第2、審査の結果については、お手元の意見書のとおりでございますので、第3、審査の意見を述べさせていただき、報告とさせていただきます。

第3、審査の意見。

令和5年度竜王町下水道事業会計決算の審査を実施いたしました。

審査に当たり、関係諸帳簿との照合及び計数の確認を慎重に行いましたが、特

に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費の節減をはじめ、公営企業として、効率性や健全な事業経営に努力しているものと見受けました。

当年度の営業収益は1億6,674万763円、営業費用は4億2,478万6,870円で2億5,804万6,107円の営業損失となりました。営業外収益は3億1,760万1,350円、営業外費用は4,504万6,789円で、経常利益は1,450万8,454円となり、当年度純利益は1,450万8,454円となりました。

なお、別表2比較損益計算書から鑑みると、今年度中における他会計からの補助金は1億5,888万9,000円であり、本補助金及び長期前受金戻入等を含む営業外収益が営業損失を補い、経常利益を計上しています。特に、今年度末の企業債残高は31億4,536万1,930円で、平成25年度末比は大幅に減少しておりますが、いまだに多額であります。健全経営に向け、長期的な計画の下に事業推進されることを期待します。

当年度の主な工事としては、建設工事では公共下水道小口（松が丘）工区下水道管渠更新その2工事3,536万6,100円、山之上地先上下水道管布設替工事1,035万9,800円でありました。

管渠や設備機器の更新修理をより計画的に行うため、資産台帳と修理履歴を総合的に管理し、効率的な予算計画となるよう改善されたい。

第2表で、職員1人当たりの有収水量、営業収益、排水管距離等を例示しましたが、各種指標等を用いて事業経営状況の明確化や透明性の向上を図り、今後とも効率的な業務活動に努められたい。

平成30年度に表面化した農村下水道使用料徴収問題については、地方自治法上時効となりましたが、関係法令等に基づき適切な処置をされたい。ただし、事業所への対応が適切であったか、また、公平公正な対処となるよう努力されたか改めて総括し、今後においては再発防止に努めるとともに、適正な事務の執行により町民、使用者への「信頼」回復に努められたい。

最後に、安定的な下水道事業の継続に向け、広域連携の推進に向けた研究を進めていることにも期待し、審査の意見といたします。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 報第4号 令和5年度竜王町健全化判断比率について

日程第20 報第5号 令和5年度竜王町資金不足比率について

○議長（小西久次） 日程第19 報第4号及び日程第20 報第5号の2報告について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま一括上程いただきました、報第4号及び報第5号につきまして報告いたします。

報第4号、令和5年度竜王町健全化判断比率について及び報第5号、令和5年度竜王町資金不足比率についてにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。

令和5年度竜王町健全化判断比率につきましては、決算数値に基づき算定いたしました結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率についてそれぞれ赤字額は発生せず、該当なしとなりました。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準が25%であるのに対し、4.5%となりました。

将来負担比率につきましては、地方債残高等の将来負担額に対して基金等の充当可能財源が上回ったことにより算定されなかったところでございます。

続いて、令和5年度竜王町資金不足比率につきましては、決算数値に基づき算定いたしました結果、水道事業、下水道事業いずれの会計についても資金不足額はございませんでした。

以上、報第4号及び報第5号につきまして提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小西久次） 続きまして、審査報告をお願いいたします。

松浦代表監査委員。

○代表監査委員（松浦 博） 令和5年度竜王町健全化判断比率審査意見書。

1、審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を当てて実施しました。

2、審査の期日

令和6年8月6日。

3、審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及び算定基礎となる事実を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

（２）個別意見

①実質赤字比率について

令和５年度実質赤字比率は、実質収支額が黒字であるため、当該比率については該当せず、良好な状況にあると認められます。

②連結実質赤字比率について

令和５年度連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であるため、当該比率については該当せず、良好な状況にあると認められます。

③実質公債費比率について

令和５年度実質公債費比率は４．５％であり、早期健全化基準の２５．０％と比較すると、これを下回り、良好な状況にあると認められます。

④将来負担比率について

令和５年度の将来負担比率は、将来負担額が充当可能財源等の額以下であるため、当該比率については該当せず、良好な状況にあると認められます。

（３）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項は認められませんでした。

以上。

続きまして、令和５年度竜王町公営企業会計資金不足比率審査意見書。

１、審査の概要

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼を当てて実施しました。

２、審査の期日

令和６年８月６日

３、審査の結果

（１）総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

（２）個別意見

水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足額はなく、引き続き良好な状態にあると認められます。

（３）是正改善に要する事項

特に指摘すべき事項は認められませんでした。

以上です。

○議長（小西久次） この際、日程第19 報第4号、令和5年度竜王町健全化判断比率について及び日程第20 報第5号、令和5年度竜王町資金不足比率についての2報告について、質疑がありましたらこれを認めることにいたします。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第19 報第4号及び日程第20 報第5号の2報告について、報告を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## **日程第21 議員派遣について**

**○議長（小西久次）** 日程第21 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

竜王町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（小西久次）** 御異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後2時59分